

公開日	以降	登録番号	
-----	----	------	--

## 事前教示回答書（変更通知書兼用）

税関様式C 第1000号-1

別添の事前教示に関する照会書（登録番号  ）による照会について、下記の「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」、「関税率」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「参考（他法令）」欄記載のとおり回答します。

なお、本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。また、「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」を決定する際の品目分類に関する見解については、分類理由欄に記載されています。

関税率表適用上の所属区分 及び統計品目番号	関 税 率	内国消費税等の適用区分及び税率	照会貨物の一般的品名

## 照会貨物の概要

## 分類理由

令和 年 月 日

税関業務部

参考 (他法令)	
-------------	--

（注） 本件回答のうち、内国消費税等及び他法令に係るものは、税關限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に照会して下さい。また、裏面の「注意事項」をよくお読みください。なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税關までお問い合わせください。 （規格A4）

## 注 意 事 項

1. 本件の回答は対応する照会に係る貨物に対しての回答書であり、その他の貨物にはその効力が及ばないので注意して下さい。特に、照会貨物に類似する貨物であっても型番、成分等が異なる貨物は関税率表上まったく別の所属区分に属することもあるので、照会貨物と同一ではない貨物の申告には本回答書を添付しないで下さい。
2. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供しますのでご留意ください。
3. 関税率欄における税率のうち、基本税率以外の関税率は、特定の条件のもとでのみ適用されるものがあり、照会された貨物について一律に適用されるものではないのでご留意下さい。  
なお、原産地の認定について事前教示が必要な場合には、別途、事前教示に関する照会書（原産地照会用）（税関様式C第1000号-2）による照会を行う必要があります。
4. 内国消費税の適用区分及び税率欄のうち、地方消費税についての税率は、消費税額を課税標準としての割合です。
5. 関税率欄並びに内国消費税の適用区分及び税率欄は回答日現在において適用される税率を示しています。
6. この回答書（変更通知書）のうち、関税率表番号について照会者に意見がある場合には、税關に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日の翌日から2か月以内のみ可能です。
7. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
  - (1) その発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過したもの
  - (2) 輸入貨物の適正な関税率表適用上の所属区分等を決定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの
  - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）並びに関税率表解説及び分類例規（以下「通達」といいます。）の改正により影響を受け、参考とならなくなつたもの
  - (4) 法令及び通達の適用を誤ったもの
  - (5) 上記（1）～（4）以外のものであつて、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記9.により朱書されたものを除きます。）
8. 法令若しくは通達の改正又は分類解釈の変更によりこの回答書の分類変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税關より通知します。
9. 分類解釈の変更により変更通知を行つたものについては、当該分類変更前に契約した貨物について、当該分類変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときは、申出により分類理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定期間（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（分類変更を行つた日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。）。

(規格A4)

公開日	以降	登録番号
-----	----	------

## 事前教示回答書 (変更通知書兼用) (原産地回答用) 税関様式C 第1000号-3

別紙の事前教示に関する照会書(受付番号 )による照会について、下記のとおり回答します。  
(令和 年 月 日付事前教示回答書(変更通知)をもって回答(変更)した内容を下記のとおり  
変更したので、通知します。)

なお、下記の回答を参考とする場合は、裏面に掲げる事項に留意して下さい。また、照会貨物の輸入申  
告等を行う際には、これを添付して下さい。

回答	
照会貨物の概要	
原産地認定理由	
令和 年 月 日	税関業務部

(注) 裏面の「注意事項」をよくお読み下さい。また、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があ  
れば回答税關にお問い合わせ下さい。 (規格 A4)

## 注 意 事 項

1. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）によって認定された原産地のうち、特恵原産地及び経済連携協定原産地については原産地として認定された場合でも、実際の輸入申告の際には、運送条件、原産地証明書記載条件等によっては特恵税率又は経済連携協定税率が適用できない場合もありますので注意して下さい。
2. この回答書（変更通知書）の原産地認定について照会者に意見がある場合には、税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日の翌日から2か月以内のみ可能です。
3. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
  - (1) その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの
  - (2) 輸入貨物の適正な原産地を認定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの又は関係国における製造、加工等と合致しない商品説明に基づくもの
  - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）及び通達の改正により影響を受け、参考とならなくなつたもの
  - (4) 法令及び通達の適用を誤ったもの
  - (5) 上記(1)～(4)以外のものであつて、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回するべきもの（ただし、下記5.により朱書されたものを除きます。）
4. 法令若しくは通達の改正又は原産地認定解釈の変更によりこの回答書の原産地認定変更が必要となつたものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
5. 原産地認定解釈の変更により変更通知を行つたものについては、当該原産地認定変更前に契約した貨物について、当該原産地認定変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときは、申出により原産地認定理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定期量（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（原産地認定変更を行つた日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期限の何れか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。）。

(規格A4)

## 税関様式 C 第 1000 号—23

公開日	以降	登録番号	
-----	----	------	--

令和 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部

## 事前教示回答書（変更通知書兼用）（減免税回答用）

別添の事前教示に関する照会書（減免税照会用）（登録番号 ）による照会について、下記のとおり回答します。  
(令和 年 月 日付事前教示回答書(変更通知)をもって回答(変更)した内容を下記のとおり変更したので、通知します。)  
なお、下記の回答を参考とする場合は、裏面に掲げる事項に留意してください。また、照会貨物の輸入申告等を行う際には、これを添付してください。

品名			
照会内容			
照会貨物の概要			
回答			
理由			
有効期限	この回答書の有効期限は 年 月 日までとする。		
参考			

(規格 A 4)

## 注意事項

1. 本件の回答は対応する照会に係る貨物に対しての回答書であり、その他の貨物にはその効力が及ばないので注意して下さい。特に、照会貨物に類似する貨物であっても用途等が異なる貨物は減免税の適用の可否が異なることもあるので、照会貨物と同一ではない貨物の申告には本回答書を添付しないで下さい。
2. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）（減免税回答用）は、減免税の適用の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供しますのでご留意ください。
3. この回答書（変更通知書）の内容については、行政不服審査法上の「不服申立て」の対象とはなりませんが、当該内容について意見がある場合には、税関に「意見の申出」を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日の翌日から2月以内のみ可能です。
4. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
  - (1) その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの
  - (2) 減免税の適用の可否を決定するため前提となる貨物の説明と合致しない貨物の説明に基づくもの
  - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）の改正により影響を受け、参考とならなくなつたもの
  - (4) 法令の適用を誤ったもの
  - (5) 上記（1）～（4）以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記6.により朱書されたものを除きます。）
5. 法令の改正又は法令解釈の変更によりこの回答書の減免税の適用の変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
6. 法令解釈の変更により変更通知を行ったものについては、当該減免税の適用変更前に契約した貨物について、当該変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときは、申出により理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定期間（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（当該変更を行った日から3ヶ月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間の何れか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。）。

(規格A 4)

(納税者)	
住所氏名・名称	殿
(代理人)	
住所氏名・名称	殿

過少申告

無申告 加算税賦課決定 第  
重

令和 年 月 日

(税關官署の長)

## 關 稅 の 加 算 税 賦 課 決 定 通 知 書

(内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用)

下記の貨物に対する關稅及び内国消費税等について、關稅法第8条第1項、國稅通則法第32条第1項及び地方稅法第72条の100第2項の規定により以下及び別紙(つづき)のとおり過少申告・無申告・重加算税を賦課決定したので、關稅法第8条第4項、國稅通則法第32条第1項及び地方稅法第72条の100第1項の規定により通知します。

なお、この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額は、次表のとおりとなります。納付すべき税額は、令和 年 月 日(ただし、別紙(つづき)の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日)(納期限)までに、同封の納付書により納付してください。

## この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額

区分	受入科目	過少申告・無申告加算税	重加算税
納付すべき税額 (又は還付する 金額)の合計額	關 稅	円	円
	税	円	円
	消費税及び 地方消費税	円	円

(注) 税額欄の△印は還付する金額であることを示す。

## 理由その他付記事項

U  
関税の加算税賦課決定通知書(つづき)(その )

輸入申告書の番号 及び輸入申告の年 月日並びに品名	受入 科目	加算税の 種類、率	加算税の計算の 基礎となる本税額 (既確定本税額)	加算税の額	既確定加算税額	この通知により納付 すべき(減少する) 加算税の額
( )	関 税	過少・無申告 加算税 ( %)	① 円	⑥ (①× %) 円	⑪ 円	⑬ (⑥+⑦+⑧-⑪) 円
		過少・無申告 加算税(加算分) ( %)	② 円	⑦ (②× %) 円		
		過少・無申告 加算税(控除分) ( %)	③ 円	⑧ (③× %) 円		
		重加算税 ( %)	④ 円	⑨ (④× %) 円	⑫ 円	⑭ (⑨+⑩-⑫) 円
		重加算税 (加算分) ( %)	⑤ 円	⑩ (⑤× %) 円		
	税	過少・無申告 加算税 ( %)	円	円	円	円
		過少・無申告 加算税(加算分) ( %)	円	円		
		過少・無申告 加算税(控除分) ( %)	円	円		
		重加算税 ( %)	円	円	円	円
		重加算税 (加算分) ( %)	円	円		
	消費 税 及 び 地 方 消 費 税	過少・無申告 加算税 ( %)	円	円	円	円
		過少・無申告 加算税(加算分) ( %)	円	円		
		過少・無申告 加算税(控除分) ( %)	円	円		
		重加算税 ( %)	円	円	円	円
		重加算税 (加算分) ( %)	円	円		

## 輸出（積戻し）差止申立書

整理 No

-

令和 年 月 日

税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

## 1. 認定手続を執るべき税関長【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

## 2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る権利の内容

※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権
※ 登録番号及び登録年月日【公表】 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 ( 年 月 日)
※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号
※ 専用実施権者、専用使用権者又は専用利用権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号 (権利設定範囲)
※ 通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号 (許諾の範囲)

## 3. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物

※ 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物 (対象品)【開示】	
※ 対象品の品名【公表】	
輸出統計品目番号【開示】	

## 4. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由 【開示】

※
---

## 5. 識別ポイント 【開示の可否: □可、□否】

※
---

## 6. 輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から4年間
--

## 7. その他参考となるべき事項

## (1) 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸出(積戻し)に関する参考事項 【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号
その他特定又は想定される事項	仕向人 仕向国 その他

## (2) 訴訟等での争い 【開示】

輸出(積戻し)差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

--

## (3) その他の参考事項 【開示の可否: □可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

## 8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等（原本であることを要しない）)
<input type="checkbox"/> 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
  - (2) 【開示】項目  
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
  - (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■してください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

輸出（積戻し）差止申立書  
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

## 1. 認定手続を執るべき税関長【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

## 2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの）
	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの）
	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態
	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第17号に規定する技術的制限手段
	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第18号に規定する技術的制限手段
※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】	
※ 商品等表示等の内容【公表】	
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号 (許諾の範囲)

## 3. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物

※ 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物(対象品)【開示】	
※ 対象品の品名【公表】	
輸出統計品目番号【開示】	

## 4. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由【開示】

※
---

## 5. 識別ポイント【開示の可否:□可、□否】

※
---

## 6. 輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から4年間
--

## 7. その他参考となるべき事項

## (1) 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸出(積戻し)に関する参考事項【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号
その他特定又は想定される事項	仕向人 仕向国 その他

## (2) 訴訟等での争い【開示】

輸出(積戻し)差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある【□有、□無】  
争いがある場合は、その争いの内容

--

## (3) その他の参考事項【開示の可否:□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

## 8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 経済産業大臣申立時意見書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください（経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください）。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
- (2) 【開示】項目  
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

輸出（積戻し）差止申立書  
(保護対象営業秘密関係)

整理 No

-

令和 年 月 日

税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

## 1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)	税関長
---------------------------------	-----

## 2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る経済産業大臣認定書の内容等

※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号 【開示】	
※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】  上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号 (許諾の範囲)

## 3. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物

※ 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物(対象品)【開示】	
※ 対象品の品名【公表】	
輸出統計品目番号【開示】	

## 4. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由【開示】

※
---

## 5. 識別ポイント【開示の可否:□可、□否】

※
---

## 6. 輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から4年間
--

## 7. その他参考となるべき事項

- (1) 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸出(積戻し)に関して特定又は想定される事項  
【不開示】

仕向人 仕向国 その他
-------------------

- (2) 訴訟等での争い【開示】

輸出(積戻し)差止申立てに係る保護対象営業秘密について争いがある【□有、□無】  
争いがある場合は、その争いの内容

--

- (3) その他の参考事項【開示の可否:□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

## 8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 経済産業大臣認定書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
  - (2) 【開示】項目  
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
  - (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

輸出（積戻し）差止申立書（権利・対象品・侵害理由追加）

整理 No
追一 一

令和 年 月 日

税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、  
輸出（積戻し）差止申立て（権利・対象品・侵害理由追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No		
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	令和 年 月 日			
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権			
※ 権利の追加	登録番号及び登録年月日 (権利発生年月日)【公表】	第 号 年 月 日 ( 年 月 日)		
	権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
	権利の範囲【公表】			
※ 対象品の追加	※ 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）【開示】			
	※ 対象品の品名【公表】			
	輸出統計品目番号【開示】			
※ 侵害すると認める理由【開示】				
※ 識別ポイントの追加 【開示の可否：□可、□否】		□ 有	□ 無	

その他参考となるべき事項 注)記載する項目毎に開示の可否を記載する。	
---------------------------------------	--

- (注) 1. 権利、対象品又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除してください。  
2. ※の付されている欄は必ず記載してください。  
3. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。  
4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限ります。  
5. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸出者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。  
6. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。  
(1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。  
(2) 【開示】項目  
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。  
(3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。  
7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものについては当初申立ての有効期間と同じになります。また、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間よりも短いものについては、追加する権利の存続期間となります。

輸出（積戻し）差止申立書（善意・無重過失でない者追加）

整理 No
追一
令和 年 月 日

税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、  
輸出（積戻し）差止申立て（善意・無重過失でない者追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No			
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	令和 年 月 日				
※ 当初申立てに係る経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】					
※ 経済産業大臣認定書の内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】				
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】				
※ 侵害すると認める理由【開示】					
その他参考となるべき事項 注) 記載する項目毎に開示の可否を記載する。					

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。なお、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。

2. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸出者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
  - (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
  - (2) 【開示】項目  
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。

## 輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書

令和 年 月 日  
受理通知 第 号  
(申立て・更新受理通知書番号)

殿

○○税関長 印

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づく令和年 月 日付の輸出（積戻し）差止申立て・更新（整理No. - ）について、下記のとおり受理するので、同条第3項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・対象品・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No.」により管理されます。

記

## 1. 輸出差止申立てが効力を有する期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

## 2. 注意事項

- (1) 輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに輸出差止申立ての内容変更を行ってください。
- (2) 輸出差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第123条、実用新案法第37条、意匠法第48条及び商標法第46条）、訂正審判（特許法第126条）若しくは不使用取消審判（商標法第50条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡してください。
- (3) 輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記(2)の審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、輸出差止申立ての取下げを行ってください。

(規格A4)

## 輸出(積戻し)差止申立更新申請書

整理 No
更一

令和 年 月 日

税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸出(積戻し)差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸出差止(積戻し)申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から4年間		
権利の内容等	※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権	
	※ 登録番号及び登録年月日(権利発生年月日)【公表】	第 号 年 月 日 ( 年 月 日)	
	※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	※ 権利の範囲【公表】		
	輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否:□可、□否】		
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考になるべき事項 【開示の可否:□可、□否】			

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。  
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目  
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「輸出（積戻し）差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A4)

輸出(積戻し)差止申立て更新申請書  
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No
更一
令和 年 月 日

税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸出(積戻し)差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から4年間		
保護対象商品等表示等の内容	※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示(需要者の間に広く認識されているもの) <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示(著名なもの) <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第17号に規定する技術的制限手段 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第18号に規定する技術的制限手段	
	※ 経済産業大臣申立て意見書の発行年月日及び番号【開示】		
	※ 商品等表示等の内容【公表】		
	輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否:□可、□否】		
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考になるべき事項【開示の可否:□可、□否】			

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください（経済産業大臣申立時意見書は必ず添付してください。）。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目  
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「輸出（積戻し）差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A4)

輸出（積戻し）差止申立て更新申請書  
(保護対象営業秘密関係)

整理 No			
更一			
令和	年	月	日

税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸出（積戻し）差止申立てについて、その更新を申請します。

## 記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から4年間		
経済産業大臣認定書の内容	※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】		
	※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】  上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】	
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考となるべき事項【開示の可否：□可、□否】			

## 税関様式C第5663号のつづき

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目  
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A4)

## 認定手続開始通知書（輸入者用）

令和 年 月 日  
 開始通知 第 号  
 (開始通知書番号)  
 殿

(税関官署の長)

印

あなたが輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記7.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面3.に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されると、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名	数 量	
4. 特許権者等の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和	年	月 日

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。  
 2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧いただか、下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ] :

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先] : (税関官署名)  
 (住所)  
 (電話番号)  
 (担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

(税関様式C第5810号：裏面)

## 本通知に係る貨物の取扱いについて

1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
  - (1) 特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないものの
  - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
  - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
 

(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。以下同じ。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
  - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
  - (5) 商標権等に係る並行輸入品
  - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1)から(5)までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください（いずれも写しで可）。
  - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
    - イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等
    - ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
  - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類
 

あなた及び仕出人の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等
  - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類
 

商品説明書、設計図面等
  - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
  - (5) 上記(1)から(4)までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
    - イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等
    - ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
    - ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類

(注) 虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。
4. 表面7.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
5. 表面5.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴く求めることができます。
6. 認定手続は、本通知書の発送から1月以内を目途に行われます。認定手続の結果は、あなたに通知されます。
7. 認定手続中の貨物について、次の処理を行なうことができます。
  - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行なうことができます。
  - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行なうことができます。
  - (3) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
  - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行なうことができます。
  - (5) 貨物を任意放棄することができます。

## 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）

令和 年 月 日  
 開始通知 簡第 号  
 (開始通知書番号)  
 殿

(税関官署の長)

印

あなたが輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

## 記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 特許権者等の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。  
 2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧いただくな、下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ] :

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先] : (税関官署名)  
 (住所)  
 (電話番号)  
 (担当者の官職及び氏名)

(税関様式C第5811号：裏面)

## 本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、後日通知します。
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
  - (1) 特許権、実用新案権、育成者権については、業として輸入されるものでないもの
  - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
  - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
 

（注）上記（1）及び（2）における「業として」又は上記（3）における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
  - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
  - (5) 商標権等に係る並行輸入品
  - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなた及び表面4. の申立人は、税関に申請することにより貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 表面5. の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めるすることができます。
7. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
8. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 貨物の廃棄又は減却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
  - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
  - (3) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
  - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (5) 貨物を任意放棄することができます。
9. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されると、税關は当該物品を没収して廃棄することがあります。

## 認定手続開始通知書（名宛人用）

令和 年 月 日  
 開始通知 第 号  
 (開始通知書番号)  
 殿

(税関官署の長)

印

あなた宛到着した国際郵便物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記9.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面3.に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されると、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

## 記

1. 郵便物番号			
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS		
3. 差出人（氏名） (住所)			
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日		
5. 疑義貨物	品 名		数 量
6. 特許権者等の氏名又は名称及び住所			
7. 知的財産の内容			
8. 認定手続を執る理由			
9. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日		

(注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。

2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧いただきか、下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ] :

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先] : (税関官署名)  
 (住所)  
 (電話番号)  
 (担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

(税関様式C第5812号：裏面)

## 本通知に係る貨物の取扱いについて

1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
  - (1) 特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないものの
  - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
  - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの  
 (注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。以下同じ。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
  - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
  - (5) 商標権等に係る並行輸入品
  - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1)から(5)までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください（いずれも写しで可）。
  - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
    - イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等
    - ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
  - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類  
 あなた及び仕出人の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等
  - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類  
 商品説明書、設計図面等
  - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
  - (5) 上記(1)から(4)までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
    - イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等
    - ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
    - ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類  
 (注) 虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。
4. 表面9.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
5. 表面7.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴く求めることができます。
6. 認定手続は、本通知書の発送から1月以内を目途に行われます。認定手続の結果は、あなたに通知されます。
7. 認定手続中の貨物について、次の処理を行なうことができます。
  - (1) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
  - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (3) 貨物を任意放棄することができます。

## 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）

令和 年 月 日  
開始通知 簡第 号  
(開始通知書番号)  
殿

(税関官署の長)

印

あなた宛到着した国際郵便物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください（裏面4. 参照）。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 郵便物番号			
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS		
3. 差出人（氏名） (住所)			
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和	年	月 日
5. 疑義貨物	品 名		数 量
6. 特許権者等の氏名又は名 称及び住所			
7. 知的財産の内容			
8. 認定手続を執る理由			

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。  
 2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧いただきか、下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ] :

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先] : (税関官署名)  
 (住所)  
 (電話番号)  
 (担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

(税関様式C第5813号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、後日通知します。
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
  - (1) 特許権、実用新案権、育成者権については、業として輸入されるものでないもの
  - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
  - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの  
(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
  - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
  - (5) 商標権等に係る並行輸入品
  - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなた及び表面6. の申立人は、税関に申請することにより貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 表面7. の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めるすることができます。
7. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
8. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
  - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (3) 貨物を任意放棄することができます。
9. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されると、税關は当該物品を没収して廃棄することができます。

## 輸入差止申立書

整理 No

-

令和 年 月 日

税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

## 1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

## 2. 輸入差止申立てに係る権利の内容

※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権
※ 登録番号及び 登録年月日【公表】 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 ( 年 月 日)
※ 権利の存続期間 【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号
※ 専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号 (権利設定範囲)
※ 通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号 (許諾の範囲)

## 3. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物

※ 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物 (対象品)【開示】	
※ 対象品の品名【公表】	
輸入統計品目番号【開示】	

## 4. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由【開示】

※
---

## 5. 識別ポイント【開示の可否:□可、□否】

※
---

## 6. ライセンス料の基礎となる資料(特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合)【不開示】

※
---

## 7. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 受理日から令和 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 受理日から4年間

## 8. その他参考となるべき事項

## (1) 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸入に関する参考事項【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号
その他特定又は想定される事項	輸出者 仕出国 その他

## (2) 並行輸入に関する参考事項

外国における権利設定状況 【開示】	
外国の権利者との関係 【開示の可否:□可、□否】	
外国において製造されている真正商品の特徴(輸入価格(FOB価格)を含む。) 【開示の可否:□可、□否】	
外国における権利の許諾関係 【開示の可否:□可、□否】	

その他の事項 (ライセンス契約の内容、ライセンサー、製造工場のリスト等) 【不開示】	
--	--

## (3) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

--

## (4) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

## 9. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等（原本であることを要しない))
<input type="checkbox"/> 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。

2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。

3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。

## (1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

## (2) 【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

## (3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にチェックをし又は□を■としてください。

4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

税関記入欄	
-------	--

輸入差止申立書  
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No

-

令和 年 月 日  
税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

## 1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)	税関長
---------------------------------	-----

## 2. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの） <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの） <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第17号に規定する技術的制限手段 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第18号に規定する技術的制限手段
※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】	
※ 商品等表示等の内容【公表】	
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号 (許諾の範囲)

## 3. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物

※ 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物 (対象品)【開示】	
※ 対象品の品名【公表】	
輸入統計品目番号【開示】	

## 4. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由【開示】

※
---

## 5. 識別ポイント【開示の可否:□可、□否】

※
---

## 6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から4年間
--

## 7. その他参考となるべき事項

## (1) 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸入に関する参考事項【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号
その他特定又は想定される事項	輸出者 仕出国 その他

## (2) 参考事項

真正商品に係る外国における製造販売者との関係 【開示の可否:□可、□否】	
外国において製造されている真正商品の特徴(輸入価格(FOB価格)を含む。) 【開示の可否:□可、□否】	
外国における使用許諾関係等 【開示の可否:□可、□否】	

他の事項 (使用許諾契約等の内容、製造工場のリスト等) 【不開示】	
---	--

## (3) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

--

## (4) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

## 8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 経済産業大臣申立時意見書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください（経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください）。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
  - (2) 【開示】項目  
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
  - (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

税関記入欄	
-------	--

輸入差止申立書  
(保護対象営業秘密関係)

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

## 1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

## 2. 輸入差止申立てに係る経済産業大臣認定書の内容等

※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】	
※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】  上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】
使用を許諾し又は許諾されている者(申立人を除く)【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号 (許諾の範囲)

## 3. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物

※ 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物 (対象品)【開示】	
※ 対象品の品名【公表】	
輸入統計品目番号【開示】	

## 4. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由 【開示】

※
---

## 5. 識別ポイント 【開示の可否: □可、□否】

※
---

## 6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から4年間
--

## 7. その他参考となるべき事項

## (1) 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸入に関して特定又は想定される事項 【不開示】

輸出者 仕出国 その他
-------------------

## (2) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る保護対象営業秘密について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

--

## (3) その他の参考事項 【開示の可否: □可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

## 8. 添付資料等

<input checked="" type="checkbox"/> 経済産業大臣認定書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。

2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。

3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等で公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することができます。

(3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。

4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

税関記入欄	
-------	--

整理 No
追一 一

## 輸入差止申立書（権利・対象品・侵害理由追加）

税関長 殿

令和 年 月 日

## ※ 申立人【公表】

住所  
氏名又は名称  
法人番号又は国籍  
(連絡先)  
担当者  
電話番号  
電子メールアドレス【不開示】  
受信用 NACCS 利用者コード【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立て（権利・対象品・侵害理由追加）をします。

## 記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	令和 年 月 日		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権		
※ 権利の追加	登録番号及び登録年月日 (権利発生年月日)【公表】	第 号 年 月 日 ( 年 月 日)	
	権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	権利の範囲【公表】		
対象品の追加	※ 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物(対象品)【開示】		
	※ 対象品の品名【公表】		
	輸入統計品目番号【開示】		
※ 侵害すると認める理由【開示】			
※ 識別ポイントの追加 【開示の可否：□可、□否】		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
その他参考となるべき事項 注) 記載する項目毎に開示の可否を記載する。			

- (注) 1. 権利、対象品又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除してください。
2. ※の付されている欄は必ず記載してください。
3. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。
4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限ります。
5. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸入者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
6. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目  
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものについては当初申立ての有効期間と同じになります。また、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間よりも短いものについては、追加する権利の存続期間となります。

## 輸入差止申立書（善意・無重過失でない者追加）

整理 No

追一 一

令和 年 月 日

税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立て（善意・無重過失でない者追加）をします。

## 記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	令和 年 月 日		
※ 当初申立てに係る経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】			
※ 経済産業大臣認定書の内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】		
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】		
※ 侵害すると認める理由【開示】			
その他参考となるべき事項 注) 記載する項目毎に開示の可否を記載する。			

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。なお、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。

2. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸入者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
  - (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
  - (2) 【開示】項目  
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

## 輸入差止申立て・更新受理通知書

令和 年 月 日  
受理通知 第 号  
(申立て・更新受理通知書番号)

殿

○○税関長 印

関税法第69条の13第1項の規定に基づく令和 年 月 日付の輸入差止申立て・更新(整理No. - )について、下記のとおり受理するので、同条第3項の規定により通知します。

なお、「輸入差止申立書(権利・対象品・侵害理由追加)」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No.」により管理されます。

記

## 1. 輸入差止申立てが効力を有する期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

## 2. 注意事項

- (1) 輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに輸入差止申立ての内容変更を行ってください。
- (2) 輸入差止申立てに係る権利(特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項)に関し、争訟が生じた場合又は無効審判(特許法第123条、実用新案法第37条、意匠法第48条及び商標法第46条)、訂正審判(特許法第126条)若しくは不使用取消審判(商標法第50条)などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡してください。
- (3) 輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記(2)の審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、輸入差止申立ての取下げを行ってください。

(規格A4)

## 輸入差止申立更新申請書

整理 No
更一
令和 年 月 日

税関長 殿

## ※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

## 記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No		
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長			
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から4年間			
権利の内容等	※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権		
	※ 登録番号及び登録年月日(権利発生年月日)【公表】	第 号 年 月 日 ( 年 月 日)		
	※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
	※ 権利の範囲【公表】			
	輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否】: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否			
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
その他参考になるべき事項 【開示の可否】: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否				

## 税関様式C第5860号のつづき

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載してください。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目  
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A4)

輸入差止申立更新申請書  
(還流防止措置関係)

整理 No
更還一
令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所  
氏名又は名称  
法人番号又は国籍  
(連絡先)  
担当者  
電話番号  
電子メールアドレス【不開示】  
受信用NACCS利用者コード【不開示】

下記の輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考になるべき事項 【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			

(注) 1. 複数の輸入差止申立てについて更新を申請する場合には、併せて申請することができます。  
ただし、申立て有効期間の満了日までの期間が3ヶ月以内の輸入差止申立てに限ります。

2. 記載欄が不足する場合には、記載欄を追加することができます。
3. ※の付されている欄は必ず記載してください。
4. 本申立て更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

申立て人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。

5. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
6. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
7. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A4)

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No.	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否:□可、□否】			
その他参考になるべき事項 【開示の可否:□可、□否】			
※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No.	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否:□可、□否】			
その他参考になるべき事項 【開示の可否:□可、□否】			
※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No.	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否:□可、□否】			
その他参考になるべき事項 【開示の可否:□可、□否】			

輸入差止申立更新申請書  
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No
更一
令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所  
氏名又は名称  
法人番号又は国籍  
(連絡先)  
担当者  
電話番号  
電子メールアドレス【不開示】  
受信用NACCS利用者コード【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No		
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長			
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から4年間			
保護対象商品等表示等の内容	※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示(需要者の間に広く認識されているもの) <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示(著名なもの) <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第17号に規定する技術的制限手段 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第18号に規定する技術的制限手段		
	※ 経済産業大臣申立て意見書の発行年月日及び番号【開示】			
	※ 商品等表示等の内容【公表】			
	輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			
	※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考になるべき事項 【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】				

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください（経済産業大臣申立時意見書は必ず添付してください。）。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目  
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A4)

輸入差止申立更新申請書  
(保護対象営業秘密関係)

整理 No
更一
令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】  
 住所  
 氏名又は名称  
 法人番号又は国籍  
 (連絡先)  
 担当者  
 電話番号  
 電子メールアドレス【不開示】  
 受信用NACCS利用者コード【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

## 記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から4年間		
経済産業大臣認定書の内容	※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】		
	※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】  上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】	
※ 委任関係の変更【開示】		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
その他参考となるべき事項【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目  
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することができます。
- (3) 【開示の可否】項目  
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A4)

輸入差止情報提供書

整理 No

—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 情報提供者【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

関税法第69条の11第1項第9号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のとおり輸入差止情報提供します。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

( 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ) 税関長

2. 輸入差止情報提供に係る権利の内容

登録番号及び 登録年月日【公表】	第 号 年 月 日
※ 権利の存続期間 【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号
※ 専用利用権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号 (権利設定範囲)
※ 通常利用権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号 (許諾の範囲)

3. 情報提供を行う貨物

※ 情報提供を行う貨物 (対象品)【開示】	
※ 対象品の品名【公表】	
輸入統計品目番号【開示】	

4. 情報提供を行う貨物が侵害すると認める理由【開示】

※

5. 識別ポイント【開示の可否: □可、□否】

※

6. 輸入差止情報提供希望期間【公表】

※  令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  
 受付日から令和 年 月 日まで  
 受付日から4年間

7. その他参考となるべき事項

(1) 情報提供を行う貨物の輸入に関する参考事項【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 訴訟等での争い【開示】

輸入差止情報提供に係る権利の内容について争いがある【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 回路配置原簿の謄本 【開示】
<input type="checkbox"/> 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 判決書、仮処分決定通知書 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し等)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。
2. この情報提供書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本情報提供書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目  
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目  
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目  
情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
4. 本情報提供が受理された後、情報提供の内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

(規格A4)

## 輸入差止情報提供継続申請書

整理 No
継一
令和 年 月 日

税関長 殿

## ※ 情報提供者【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールアドレス【不開示】

受信用NACCS利用者コード【不開示】

令和 年 月 日付で行った回路配置利用権に係る輸入差止情報提供について、その継続を申請します。

## 記

※ 当初情報提供年月日【開示】	令和 年 月 日	※ 当初情報提供書整理 No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸入差止情報提供継続希望期間【公表】	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の輸入差止情報提供希望期間満了日の翌日から 令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の輸入差止情報提供希望期間満了日の翌日から 4年間		
権利の内容等	登録番号及び登録年月日【公表】	第 号 年 月 日	
	※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	権利の範囲【公表】		
	輸入差止情報提供継続に係る物品の追加情報【開示の可否:□可、□否】		
	その他参考になるべき事項【開示の可否:□可、□否】		

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載してください。

2. 「輸入差止情報提供継続に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、  
当初情報提供書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。

3. 本情報提供継続書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。

## (1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

## (2) 【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

## (3) 【開示の可否】項目

情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、  
開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。

4. その他参考となる資料等があれば添付してください。